

宇都宮市ごみ焼却施設 (仮称)新クリーンパーク茂原整備事業 に係る環境影響評価方法書について

宇都宮市

目 次

- 1 はじめに
- 2 事業の概要
- 3 環境影響評価について
- 4 環境影響評価方法書の縦覧及び意見書の提出方法

1 はじめに

1 はじめに

- 本市では、ごみの焼却処理を、「クリーンパーク茂原」及び「クリーンセンター下田原」で実施しています。
- 「クリーンパーク茂原」は、竣工から20年以上が経過しており、令和6年度には、敷地内での施設建替えを行うことを決定しました。
- 既存施設については、環境影響評価及び事後調査を実施し、環境保全上支障がないことを確認しております。
- 新施設についても、適正な環境への配慮を行うため、栃木県環境影響評価条例(平成11年6月施行)に基づき環境影響評価を実施します。



➡ 今回は、事業の概要や評価の項目・手法等を「環境影響評価方法書」としてとりまとめましたので、その内容を説明するものです。

2 事業の概要

2 事業の概要

(1) 事業主体

宇都宮市(上三川町との広域事業)

(2) 施設の種類

一般廃棄物処理施設(ごみ焼却施設)

(3) 整備コンセプト

- 安全・安心かつ経済性に優れた施設
- 環境に負荷をかけないやさしい施設
- 循環型社会の形成に貢献できる施設
- 災害に強い施設
- 地域と調和し, 市民に開かれた施設

2 事業の概要

(4) 環境保全計画の基本方針

- 施設稼働に当たっては,良好な周辺環境を保つため,自主規制値を設けます。
- 各自主規制値は,法規制値より厳しい基準を設けている既存ごみ焼却施設の自主規制値と同等に設定します。
- 最新の設備機器類により,環境保全対策に努めます。
- 周辺環境の事後調査を継続的に行い,調査結果を公表します。

2 事業の概要

(5) 自主規制値

- 排出ガス

項目	単位	クリーンパーク茂原(既存ごみ焼却施設)		新施設
		関係法令等の基準	自主規制値	自主規制値
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.1	0.1	0.1
ばいじん	g/m ³ N	0.04	0.02	0.02
硫黄酸化物	ppm (K値)	— (8)	30 (約0.1)	30 (約0.1)
塩化水素	ppm	430	50	50
窒素酸化物	ppm	250	70	70
水銀(※)	μg/m ³ N	30(※)	50	30

※ 平成30年4月1日以前の既存施設に適用される法規制値は50μg/m³N

2 事業の概要

・ 騒音

項目	クリーンパーク茂原(既存ごみ焼却施設)		新施設
	関係法令等の基準	自主規制値	自主規制値
昼間(8時～18時)	65dB	60dB	60dB
朝・夕(6時～8時, 18時～22時)	60dB	55dB	55dB
夜間(22時～翌6時)	50dB	50dB	50dB

・ 振動

項目	クリーンパーク茂原(既存ごみ焼却施設)		新施設
	関係法令等の基準	自主規制値	自主規制値
昼間(8時～20時)	65dB	60dB	60dB
夜間(20時～翌8時)	60dB	55dB	55dB

・ 臭気

項目		クリーンパーク茂原(既存ごみ焼却施設)		新施設
		関係法令等の基準	自主規制値	自主規制値
臭気	敷地境界(1号基準)	臭気指数15	臭気指数10	臭気指数10

2 事業の概要

(6) 新施設の特徴

- ごみ焼却に伴い発生するエネルギーを最大限利活用(ごみ発電, 余熱利用など)するとともに, 脱炭素に配慮した施設とします。
- ごみ搬入車や施設利用者の安全性・効率性を踏まえた, スムーズな搬入動線を確保した施設とします。
- 最新の火災対策設備を備え, 災害に強い施設とします。

(7) スケジュール

	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	
環境影響評価	■											
整備等発注支援業務(事業者選定等)	■							新施設稼働開始				
設計・建設工事				■					★			整備事業完了
既存施設解体・外構工事								■				★

2 事業の概要

(8) 新施設の規模等

	新施設	既存施設
施設規模	319t/日(2炉又は3炉)	390t/日(3炉)
処理方式	ストーカ式焼却炉	ストーカ式焼却炉 + 灰溶融
煙突高さ	59mを想定	80m

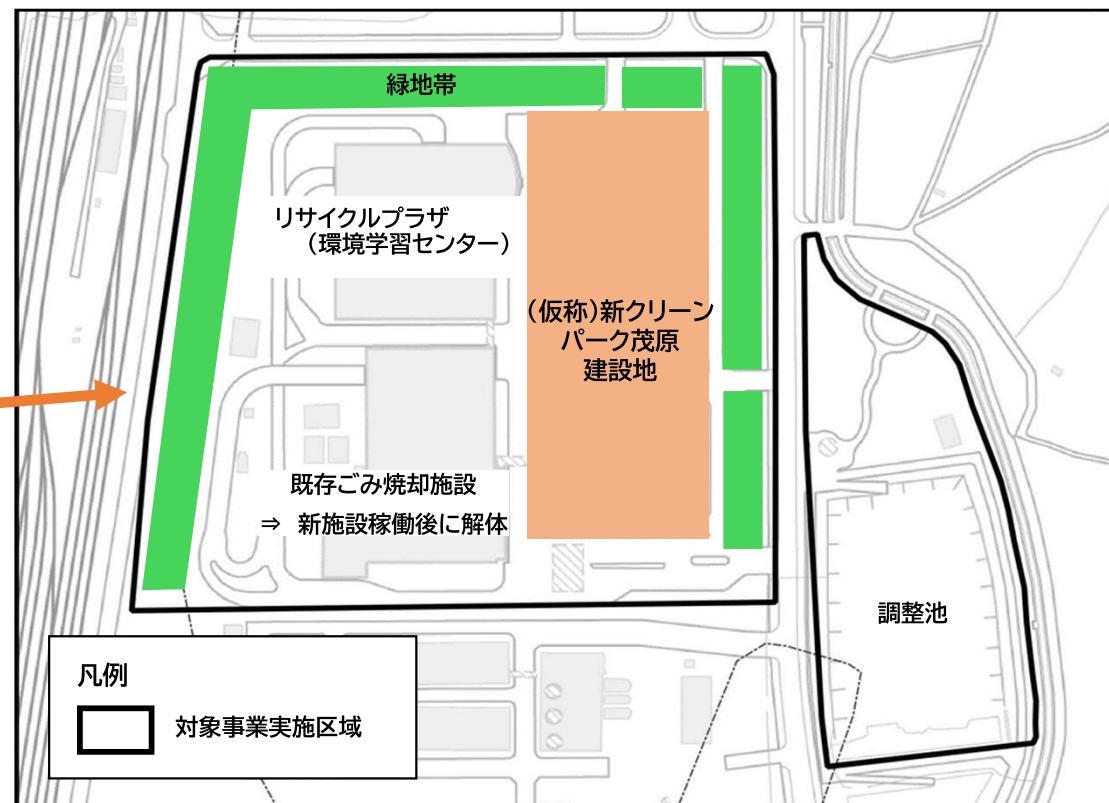
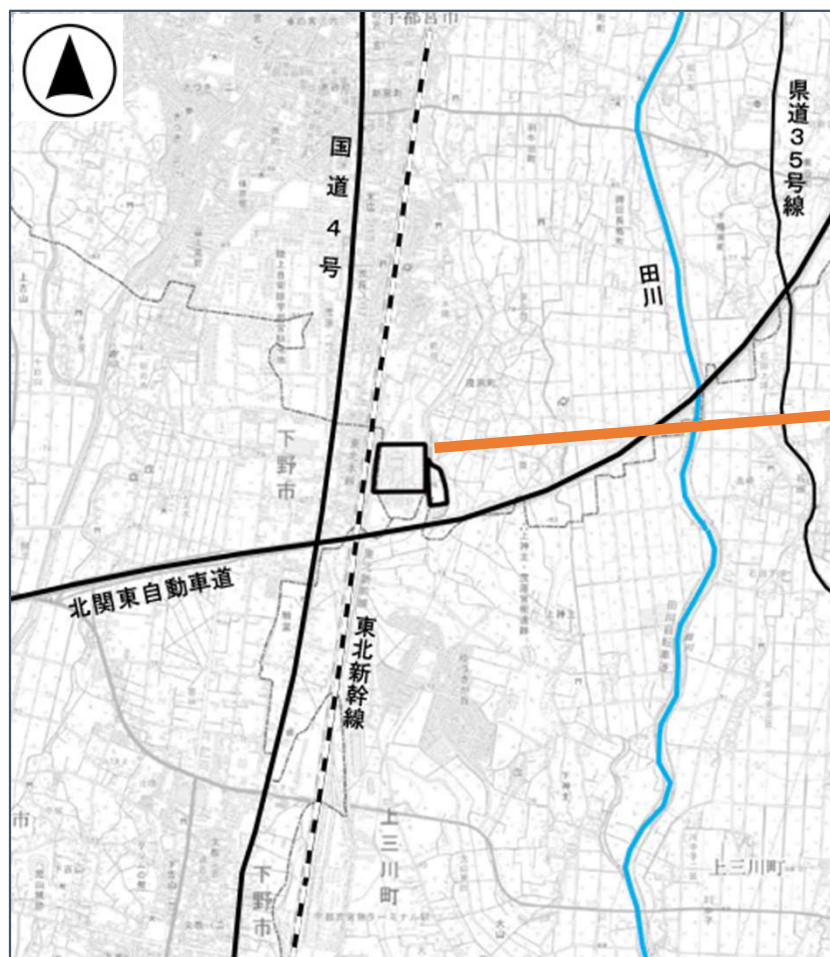
(9) 対象事業実施区域の位置等

位置:宇都宮市茂原町777-1

面積:約90,200㎡(建設地面積:約18,800㎡)

2 事業の概要

(10) 対象事業実施区域の位置図



新施設の建設地は、現在の駐車場付近とします。

2 事業の概要

(11) 工事計画

- 建設工事は令和11年度から15年度で実施する予定です。
- 施設の稼働開始後に、現施設の解体工事を行う計画としています。

	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036
	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度	R18年度
設計・建設工事	■							
施設稼働開始					★			
既存施設解体工事					■			
外構工事								■

3 環境影響評価について

3 環境影響評価について

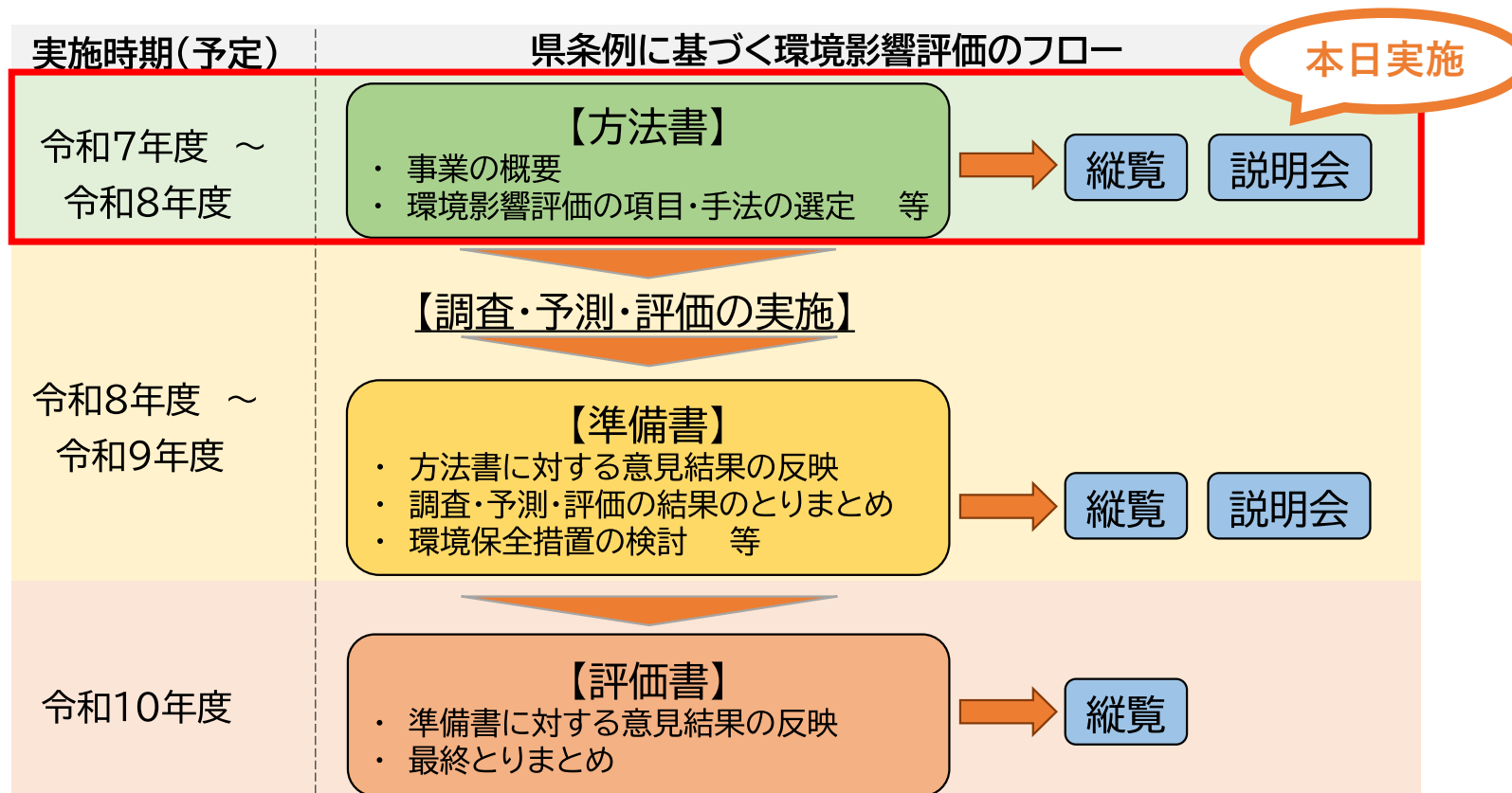
(1) 環境影響評価とは

- 事業が環境に及ぼす影響について、あらかじめ調査、予測、評価を行うとともに、環境の保全に必要な措置を検討することにより、適正な環境への配慮を行うために実施するものです。
- 本事業の環境影響評価は、施設の規模※から、栃木県環境影響評価条例(以下「県条例」という。)に基づき実施します。
 - ※ 施設規模が288t/日以上以上の施設が県条例に該当
- 本環境影響評価の結果等※については、広く公開され、県民、知事、市町村長は、環境の保全の見地から、意見を述べることができます。
 - ※ 本業務の結果は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める生活環境影響調査にも該当しています。

3 環境影響評価について

(2) 環境影響評価のフロー

評価項目の選定, 調査・予測・評価の実施などについては, 「栃木県環境影響評価技術指針」に基づき行います。



本日実施

3 環境影響評価について

(3) 環境影響評価項目の選定

工事の内容や既存施設の稼働状況を踏まえ、本事業において影響を与える可能性のある項目を選定しました。

環境要素	
環境の構成要素の良好な状態の保持	大気質
	水質
	土壌
	騒音
	振動
	地盤
	悪臭
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物
	動物
	生態系
地域景観の保全と触れ合い活動の場の確保	景観
環境への負荷の低減	廃棄物等
	温室効果ガス等

3 環境影響評価について

ア 大気質

調査地点



影響要因

(工事中)
樹木の伐採等, 掘削, 廃材・廃土の発生
(稼働中)
ばい煙等の発生

調査内容【一般環境大気質】

4季×7日間: 硫黄酸化物, 窒素酸化物,
浮遊粒子状物質, 微小粒子状物質,
ダイオキシン類, 塩化水素, 水銀
4季×30日間: 降下ばいじん

3 環境影響評価について

ア 大気質

調査内容【地上気象】

通年：風向,風速,気温,湿度, 日射量,放射収支量



調査内容【上層気象】

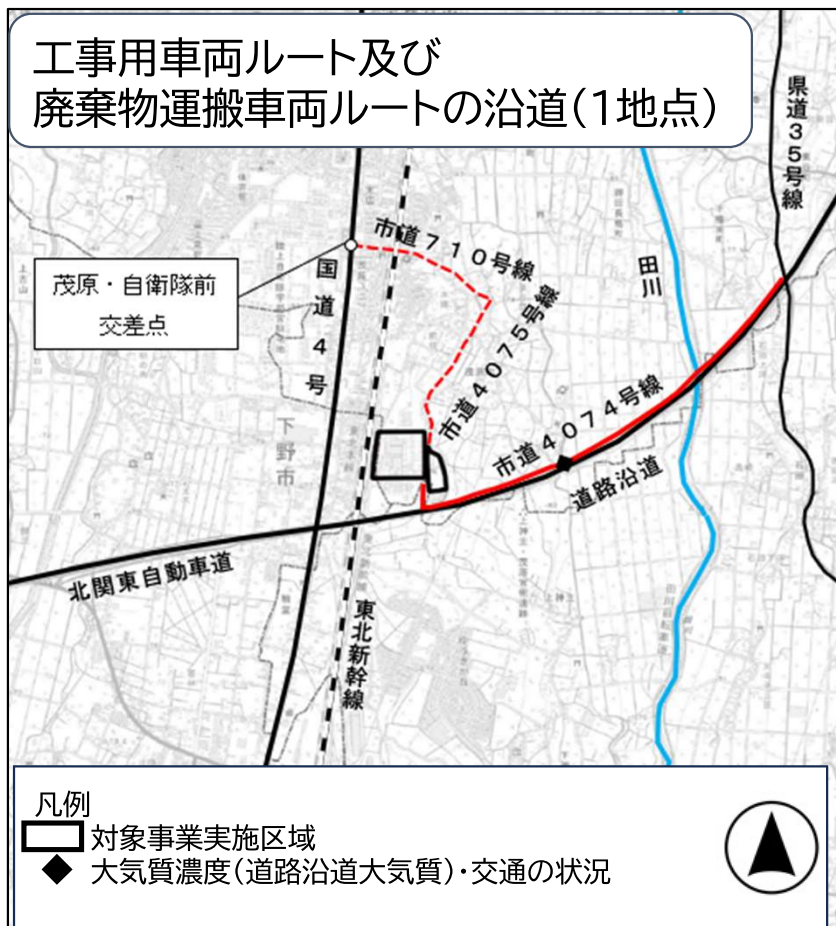
4季×7日間:風向,風速,気温



3 環境影響評価について

ア 大気質

調査地点



影響要因

(工事中)
 機器・資材の運搬
 (稼働中)
 自動車の走行

調査内容 【道路沿道大気質・交通の状況】

4季×7日間:窒素酸化物,浮遊粒子状物質
 平日及び休日の1日間:交通量,走行速度



3 環境影響評価について

イ 水質

調査地点



影響要因

(工事中)
 樹木の伐採等, 掘削, コンクリート工,
 廃材・廃土の発生

調査内容【水質】

平常時(4季各1回): 水質の現況濃度, 流量・流速
 雨水の出水時1回: pH, 浮遊物質量, 流量・流速



3 環境影響評価について

ウ 土壌

調査地点



影響要因

(工事中)
 廃材・廃土の発生
 (稼働中)
 ばい煙等の発生

調査内容【土壌】

1回:土壌の現況濃度
 (特定有害物質,銅,ダイオキシン類)

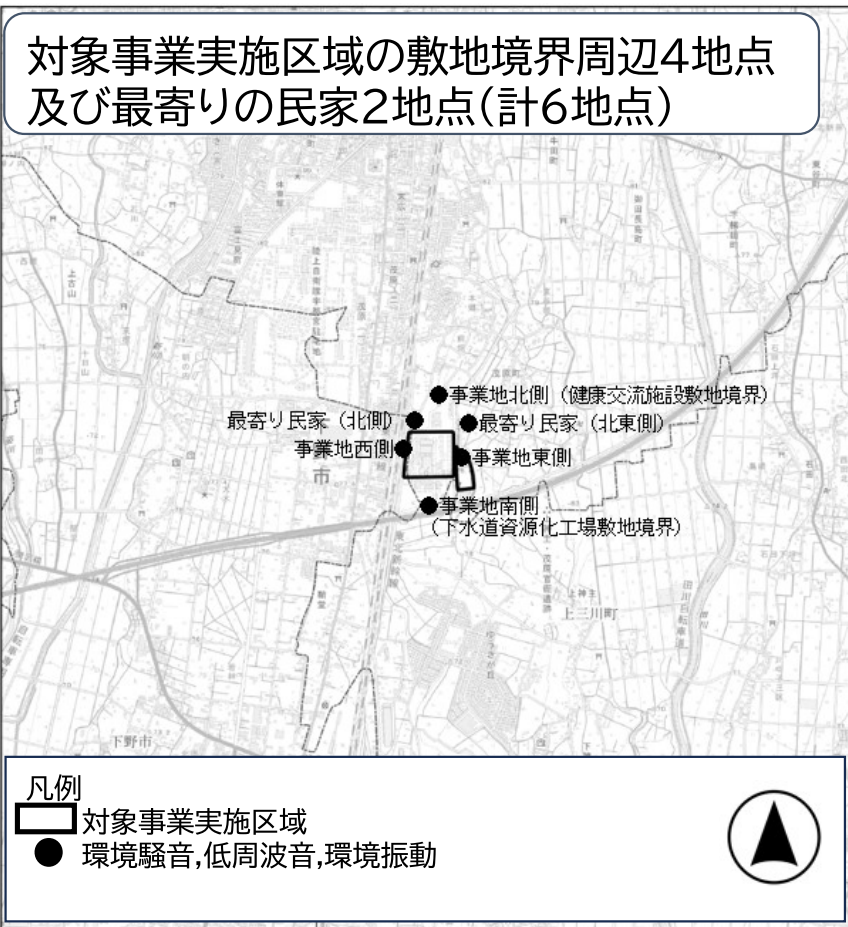


土壌

3 環境影響評価について

工 騒音(環境騒音・低周波音), 振動(環境振動)

調査地点



影響要因

(工事中)
 樹木の伐採等, 掘削, 杭打ち, コンクリート工
 (稼働中)
 騒音・振動の発生

調査内容【騒音・振動】

平日及び休日の1日間:
 環境騒音, 低周波音, 環境振動



環境騒音, 低周波音, 環境振動

3 環境影響評価について

工 騒音(道路交通騒音), 振動(道路交通振動・地盤卓越振動数)

調査地点



影響要因

- (工事中)
機器・資材の運搬
- (稼働中)
自動車の走行

調査内容【騒音・振動】

平日及び休日の1日間: 道路交通騒音, 道路交通振動
期間内に1回: 地盤卓越振動数



道路交通騒音, 道路交通振動

3 環境影響評価について

才 地盤

調査地点



影響要因

(工事中)
掘削

調査内容【地盤】

1年間連続観測:地下水の水位



3 環境影響評価について

カ 悪臭

調査地点

対象事業実施区域の敷地境界周辺4地点
及び周辺地域4地点 (計8地点)



凡例

- 対象事業実施区域
- 悪臭調査地点(対象事業実施区域の敷地境界周辺)
- 悪臭調査地点(対象事業実施区域の周辺)



影響要因

(稼働中)
ばい煙等の発生, 悪臭の発生, 廃棄物の発生

調査内容【悪臭】

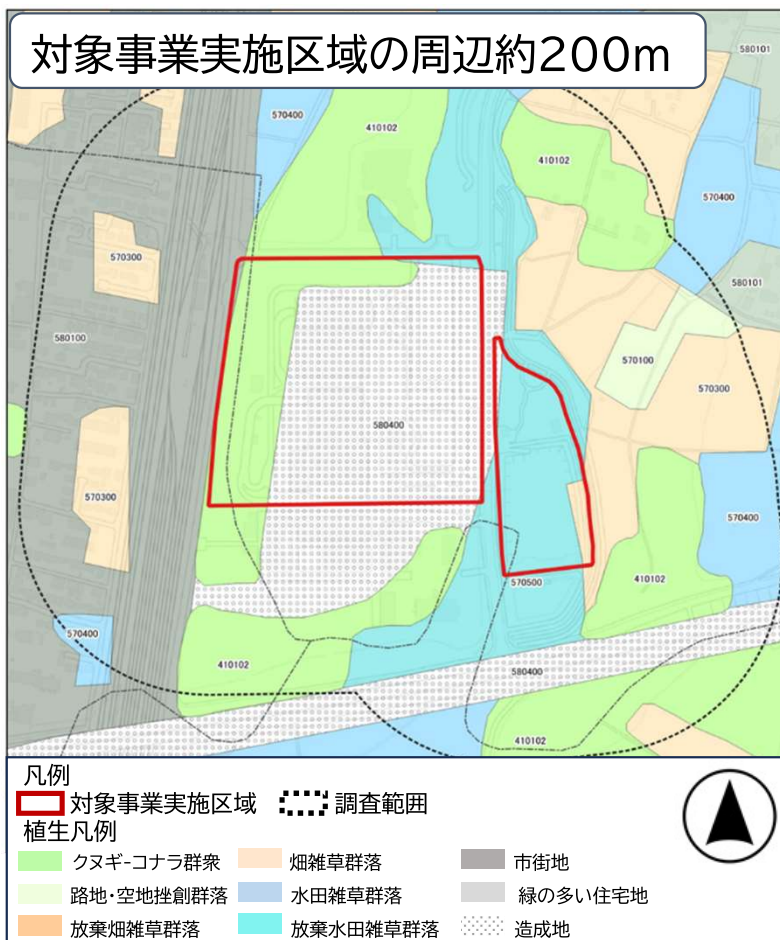
4季各1回: 臭気指数, 特定悪臭物質



3 環境影響評価について

キ 植物

調査地点



影響要因

(工事中)
樹木の伐採等, 掘削, コンクリート工
(稼働中)
建築物等の存在

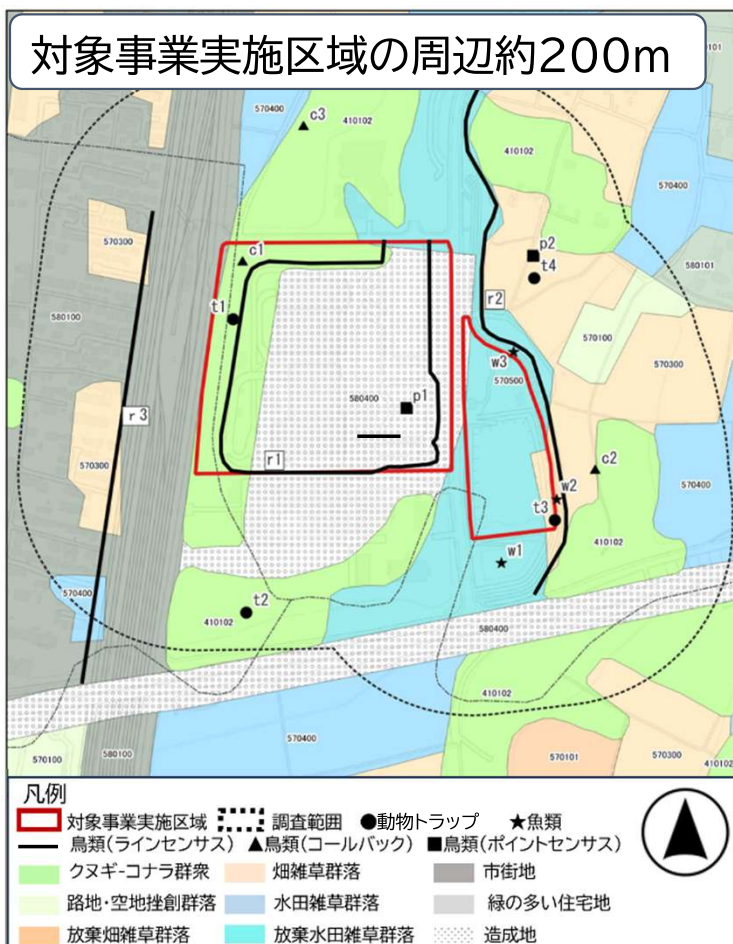
調査内容【植物】

4季(早春, 春, 夏, 秋)×1回: 植物個体
1季(夏または秋)×1回: 植物群落
1季(夏または秋)×1回: 緑の量
1季(夏または秋)×1回: 生育環境との相互関係

3 環境影響評価について

キ 動物(猛禽類以外の動物)

調査地点



影響要因

(工事中)
樹木の伐採等, 掘削, 杭打ち, コンクリート工
(稼働中)
建築物等の存在

調査内容【動物】

4季(春,夏,秋,冬)×1回: 哺乳類
6季(早春,春,繁殖期,夏,秋,冬)×1回: 鳥類
4季(春,初夏,夏,秋)×1回: 爬虫類
4季(早春,春,夏,秋)×1回: 両生類
3季(春,夏,秋)×1回: 魚類
4季(春,初夏,夏,秋)×1回: 昆虫類
1季(夏または秋)×1回: 動物と生育環境の相互関係

3 環境影響評価について

キ 動物(猛禽類)

調査地点



凡例
 □ 対象事業実施区域
 ○ 調査範囲
 ● 調査地点

背景) 「地理院タイル(標準地図)」国土地理院
 注1) 調査地点は現地調査時の状況に応じて変更する可能性がある。
 注2) 現地調査時の状況等を踏まえ1回あたりの使用地点数は4地点とする。

影響要因

(工事中)
 樹木の伐採等, 掘削, 杭打ち, コンクリート工
 (稼働中)
 建築物等の存在

調査内容【猛禽類】

2営巣期(2~8月の各月1回, 2日間): 猛禽類

※ 「猛禽類保護の進め方改訂版」を踏まえ, 1営巣期の調査で, 周辺での猛禽類の営巣の可能性がないと判断した場合, 2営巣期目調査を実施しない。

3 環境影響評価について

キ 生態系

調査地点

本事業の実施が生態系に影響を及ぼすと予想される範囲(地域又は経路)として、植物及び動物と同様の調査範囲及び調査地点とする。

影響要因

(工事中)
樹木の伐採等, 掘削, 杭打ち, コンクリート工
(稼働中)
建築物等の存在

調査内容

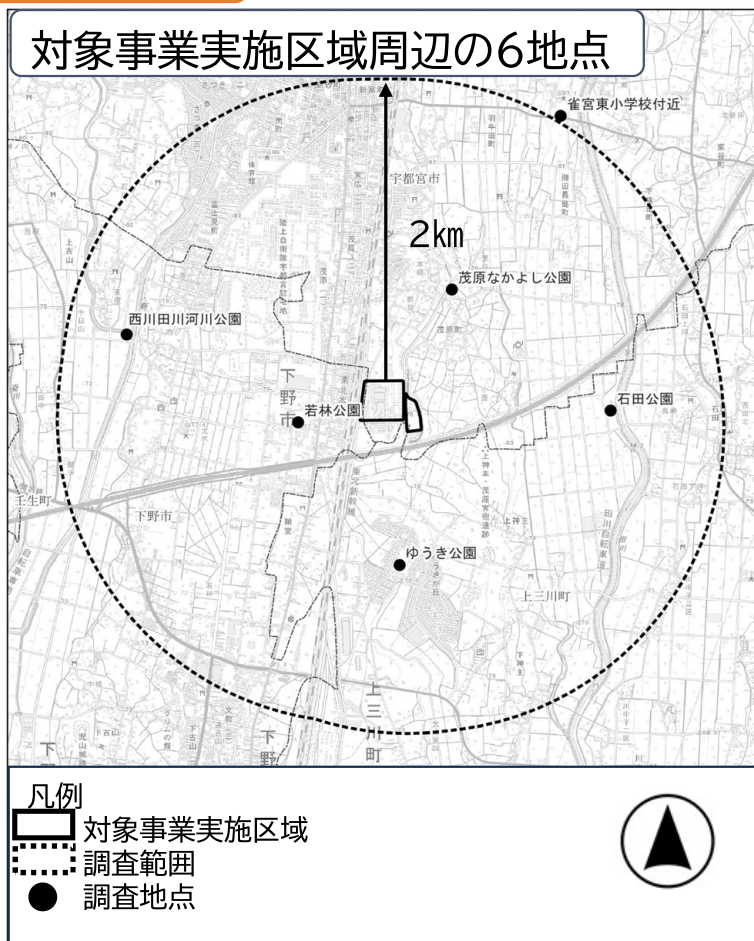
生態系の構成
地域の生態系を特徴づける指標種: 植物及び動物の調査結果により整理を行う。



3 環境影響評価について

ク 景観

調査地点



影響要因

(稼働中)
建築物等の存在

調査内容【景観】

4季(春,夏,秋,冬)×1回:景観の特性,眺望の状況



茂原なかよし公園



雀宮東小学校付近



石田公園



ゆうき公園



若林公園



西川田川河川公園

5 調査地点・調査内容

ケ 廃棄物等

調査地点



影響要因

(工事中)
 樹木の伐採等, 掘削, 廃材・廃土の発生
 (存在・供用)
 廃棄物の発生

調査内容

廃棄物等の種類及び発生量, 処理計画並びに減量化
 又は再利用の状況, 周辺の主要な処理施設の位置,
 内容又は利用状況

5 調査地点・調査内容

コ 温室効果ガス等

影響要因

(存在・供用)
ばい煙等の発生, 自動車の走行

調査内容

温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の種類,
発生量及び使用量, 処理計画並びに
削減又は代替の状況

3 環境影響評価について

(6) 今後のスケジュール(予定)

	2026年				2027年				2028年			
	R8年				R9年				R10年			
	春季	夏季	秋季	冬季	春季	夏季	秋季	冬季	春季	夏季	秋季	冬季
現地調査	■											
予測・評価					■							
準備書 縦覧・説明会								★				
評価書 縦覧										★		

4 環境影響評価方法書の 縦覧及び意見書の提出方法

5 環境影響評価方法書の縦覧及び意見書の提出方法

(1) 環境影響評価方法書の縦覧について

ア 縦覧期間

2026年(令和8年)3月3日(火)～ 4月2日(木)まで

※ 土曜日, 日曜日及び祝日を除く

イ 縦覧時間

午前9時から午後5時まで

ウ 縦覧場所

- 栃木県環境森林政策課(県庁11階)
- 宇都宮市廃棄物施設課(市役所12階)
- クリーンパーク茂原 管理棟
- 下野市環境課(市役所2階)
- 上三川町地域生活課(町役場3階)

※ 本市ホームページでもご覧いただけます。

5 環境影響評価方法書の縦覧及び意見書の提出方法

(2) 環境影響評価方法書に関する意見書の提出について

ア 提出先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県環境森林部環境森林政策課

E-mail :kankyo-shinrin@pref.tochigi.lg.jp /

FAX:028-623-3259

イ 提出期限:2026年(令和8年)4月16日(木) 必着

ウ 記載事項

a 氏名,住所((法人その他の団体は名称, 代表者の氏名及び事務所の所在地)

b 意見書の提出の対象となる方法書の名称

⇒ 「宇都宮市ごみ焼却施設(仮称)新クリーンパーク茂原整備事業に係る
環境影響評価方法書」

c 方法書についての環境の保全の見地からの意見

質疑応答について

※ ご意見につきましては、「意見書」としてご提出ください。